

独立行政法人地域医療機能推進機構大阪みなと中央病院における 入院セットレンタル提供業務事業者公募の公示

令和7年4月1日からの独立行政法人地域医療機能推進機構大阪みなと中央病院(以下「当院」という。)における、入院患者及びその家族等が必要とする寝衣類、タオル、日用品や紙おむつ等の患者負担となる物品(以下、「入院セット」という。)を提供する事業者(以下、「事業者」という。)について、次のとおり公募型企画競争入札に付します。

令和7年1月16日

経理責任者

独立行政法人地域医療機能推進機構大阪みなと中央病院
院長 辻 晋吾

1. 事業概要

(1) 事業名

独立行政法人地域医療機能推進機構大阪みなと中央病院における
入院セットレンタル提供業務事業

(2) 事業内容

事業者は、当院が指定する病院建物の一部を使用し、当院と協議のうえ、運営に必要な設備整備等を行い、入院患者その家族等に対し、入院生活に必要な寝衣類、タオルなどを洗濯付で提供すると共に、日用品や紙おむつなどを支給し、日額で料金を請求する業務全般。

※詳細は、仕様書及びプロポーザル審査要領のとおり

(3) 契約期間

令和7年4月1日 ~ 令和10年3月31日 (3年間)

(4) 履行場所

独立行政法人地域医療機能推進機構大阪みなと中央病院 内

《参考》病床数 275床(実稼働229床)

一日あたりの平均入院患者数159人(令和6年1月1日~12月31日の平均実績)

2. 競争参加資格

(1)独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則(以下「契約事務細則」という。)第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助者であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

【参考】契約事務細則抜粋

第5条 経理責任者は、特別な理由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者を一般競争に参加させることができない。

一 契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

(2)契約事務細則第6条の規定に該当しない者であること。

【参考】契約事務細則抜粋

第6条 経理責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後一定期間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 公正な競争の執行を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
- 三 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由なく契約を履行しなかった者
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- 七 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 八 前各号に類する行為を行なった者

2 経理責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

3 第1項の期間その他必要な事項は、別に定める。

(3)全省庁統一参加資格(令和4・5・6年度)において「役務の提供」でC、D等級のいずれかに格付けされ、近畿地方の競争参加資格を有すること。

(4)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者)の規定に該当しない者。

(5)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でない者。

(6)民事再生法(平成11年法律第225号)又は会社再生法(平成14年法律第154号)に基づく再生手続開始の申立て、若しくは破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て、会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされていないこと。

(7)大阪市から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(8)事業者は、財団法人医療関連サービス振興会が定める「寝具類洗濯」の認定基準を満たし、その業務管理体制を維持すること。また、大阪府内に当院から直線距離で50キロメートル

圏内に自社洗濯工場を有すること。また、当該工場は、医療関連サービスマークの認定を受けていること。

(9)病衣・タオル類の洗濯については感染面を考慮し、①変色及び異臭がないこと。②大腸菌が検出されないこと。③MRSAが検出されないこと。④一般細菌が100 cm²当たり1,000個以内であること、を1年以内に2度(6ヶ月に1回程度)専門機関において検査を行い、基準を満たしていること。

(10)事業者は、大阪府内の200床以上の病院で、現在履行中で2年以上の入院セットレンタルの取引を継続している実績を有すること。

3. 手続等

(1)担当課・係

〒552-0003 大阪府大阪市港区磯路 1-7-1

独立行政法人地域医療機能推進機構 大阪みなと中央病院 6階事務部 経理課

電話 070-1762-4162(経理課直通) E-mail keiri2@minato.jcho.go.jp

(2)仕様書等の交付期間等

①交付期間

令和7年1月17日(金)9時00分から令和7年2月16日(日)17時00分まで

(ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日は除く。)

②交付場所

「(1)」に同じ

③交付手続

本公示に添付の、「機密保持に関する誓約書」と引き換えに交付するが、まず電話連絡を入れること。

(3)仕様書等に対する質問及び回答

①提出期限

令和7年2月16日(日)17時00分

(ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日は除く。)

②提出場所及び方法

(1)の担当課へ「質疑応答書」(様式6)を電子メールにより提出すること。(電話・口頭等の個別対応は不可)

③回答

令和7年2月17日(月)までに、全ての参加事業者へ電子メールにて回答する。

4. 企画提案者等の提出

(1)提出期限

令和7年2月16日(日)17時00分

(ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日は除く。)

(2)提出書類等(様式指定があるものは仕様書等と合わせて交付する)

①応募申込書(様式1)

②統一参加資格審査結果通知書の写し

③反社会的勢力排除に関する誓約書(様式2)

④保険料納付に係る申立書(様式3)

⑤事業者が、大阪府内に当院から直線距離で50キロメートル圏内に資本関係がある洗濯工場を有することを証明する書類(使用する工場の所在地が確認できるパンフレット等)

⑥医療関連サービスマーク認定証書の写し

⑦日本病院寝具協会の衛生基準書の写し

⑧大阪府内の200床以上の病院で、現在履行中で2年以上の入院セットレンタルの取引を継続している実績を有することを記載した書類(様式4)

⑨プライバシーマーク登録証の写し

⑩事業者が行うデータ保護の観点から情報セキュリティの取組みを説明した資料

⑪企画提案書(様式は任意)

※企画提案書は、別紙「プロポーザル審査要領 別表1【評価項目等】」の各項目に沿って、過不足なく作成すること。尚、様式は任意とするが、A4 版・横書きとし、イラストや写真、フロー図等を用い、分かりやすい工夫をすること)

⑫見積書(様式5)

※企画提案書の最終頁に付けること

⑬サンプル式

※おむつのサンプルについては、各種類 1 枚ずつとし、どの商品かを分かりやすくすること。

企画提案書(見積書が付いたもの)の提出部数は 10 部とする。

(3)提出場所

上記「3.(1)」に同じ

5. 選考等

(1)審査方法等 ※詳細はプロポーザル審査要領による

① 契約審査委員会等において、見積もり提示額と併せて企画提案書並びにサンプル式(寝衣類・タオル類・日用品類・おむつ類)をプロポーザル方式により採点し、高得点者より交渉順位を決定する。

② 選定された事業者は、現在の契約事業者から速やかに業務を引き継ぎ、令和 7 年 4 月 1 日から業務が円滑に実施できるようにしなければならない。尚、これに要する費用が発生した場合は、双方で協議し選定された業者の負担とする。

(2)審査結果の通知

審査結果は、令和 7 年 2 月 21 日(金)までに全ての参加事業者に書面にて通知する。

6. その他

(1)虚偽の内容が記載されている参加資格確認書類又は企画書及び見積書は、無効

(2)契約書作成の要否 …… 要

(3)関連情報を入手するための窓口 …… 上記「3.(1)」に同じ

(4)企画提案書のヒアリング …… 必要に応じて実施

(5)企画提案書の作成及び提出に関する費用は、それぞれの提案者の負担となる。

(6)企画提案書の著作権は、それぞれの制作者に帰属するが、選定を行う作業に必要な範囲においては、無断・無償で複製を作成することがある。なお、採用された提案書の著作権は当院に帰属するものとする。

(7)業務履行開始前に実施する商品マスターデータの作成や、院内の事前説明会等に係る費用は事業者の負担とする。

(8)業務履行期間中であっても、業務内容や入院セットの内容及び価格等については当院と事業者で協議の上、変更を可能とする。

(9)本プロポーザル方式による審査に係る個別の説明会及び面談等は開催しない。質問がある場合は、上記「3.(3)」に基づき「質疑応答書」(様式6)を提出すること。

(10)審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

機密保持に関する誓約書

令和 年 月 日

独立行政法人地域医療機能推進機構
大阪みなと中央病院
院長 辻 晋吾 殿

住 所 (所在地)

氏 名 (法人名) 印
(代表者名)

電話番号 : () -

E-mail : _____

_____ (以下「当社」という。)は、「独立行政法人地域医療機能推進機構大阪みなと中央病院における入院セットレンタル提供業務事業者の公募」(以下「本件目的」という。)を行うにあたり、機構から当社に対して開示される機密情報(以下「機密情報」という。)の取扱いに関し、以下各条のとおり誓約します。

(機密情報の定義)

第1条 本件機密情報とは、本件目的の実施にあたって書面・口頭その他開示の方法を問わず開示される一切の情報をいいます。ただし、以下のいずれかに該当する情報については、この限りではありません。

- (1) 開示を受ける以前より、自ら保持し、又は第三者から入手していた情報。
- (2) 開示を受ける時点で既に公知であった情報、又はその後公知となった情報。
- (3) 守秘義務を負わない第三者から正当に入手した情報。
- (4) 当社が機密情報を利用せずに独自に開発した情報。
- (5) 貴院から書面により開示の承認を得た情報。

(機密情報の取扱期間)

第2条 本誓約書の有効期間は、貴院が存続する期間継続するものとします。

(表明及び保証)

第3条 貴院が機密情報の内容の正確性、完全性及び最新性につき何らの表明及び保証(明示か黙示を問わない。)を行なわないことを当社は了承します。

2 当社は、機密情報が不正確であった場合等においても、これについて貴院に対し損害賠償の請求その他一切の異議を申し立てないものとします。

(機密情報の取扱い)

第4条 当社は、機密情報について厳に機密を保持し、本件目的のみのために使用するものとし、本誓約書において認められた場合を除き、第三者にこれを開示し、漏洩し、公表しません。

2 当社は、当社及びその関連会社の社内においても、本件目的達成のために関係する、必要最小限の役員及び一部特定の従業員以外の役員及び一般従業員に対しては、一切情報を開示せず、また情報の開示を受ける一部特定の従業員に対しても、在職中及び退職後においても機密を完全に厳守せしめ、かつ本件目的以外に使用させないよう万全の措置を講じます。

(機密情報取扱いの例外)

第5条 当社は、機密情報の開示の相手方として事前に貴院の書面による同意を得た者及び次に掲げる者に対して、合理的に必要とされる範囲の情報を開示することができるものとします。

- (1) 顧問弁護士、会計監査人
- (2) 機密の厳守及び本件目的以外の利用禁止を条件として、本件目的の実施に関し助言を求めめる会計士、その他外部の専門家
- (3) 裁判所又は行政庁から法令に基づき機密情報の開示にかかる命令を受けた場合における当該官公署
- (4) 法令に基づき当社を監督する官公署又は団体からその監督の目的のために機密情報の開示にかかる要請を受けた場合における当該官公署又は団体

(善管注意義務)

第6条 当社は、善良なる管理者の注意をもって、貴院又は貴院の指定する者より交付を受けた機密情報に関する調査報告書、書類、図面、見本その他一切の資料を保管使用します。

(利害関係人との接触の禁止)

第7条 当社は、貴院の事前の承認がない限り、本物件の使用者、占有者、賃貸借人、その他本物件と利害関係のある第三者と接触しないものとします。

(機密情報の返還)

第8条 当社は、本件目的の実施が終了したとき又は貴院より請求を受けたときには、直ちに開示された本物件に関する一切の機密情報を、貴院の指示に従い貴院に返還又は当社の責任において破棄します。

(損害賠償)

第9条 貴院は、当社が本誓約書に違反したことにより貴院が損害を受けた場合は、当社に損害賠償を請求できるものとします。

(準拠法及び管轄裁判所)

第10条 本契約は日本法を準拠法とし、本契約に係る問題は日本法に従って取扱うものとします。

2 当社は本誓約書に関し、争いが生じた場合は、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに同意します。